

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後２時００分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に藤波貢農業委員、安藤敏男農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に小宮山農業委員会事務局次長、書記に関根副主幹、長澤主任を任命した。

4 議 事

議案第１７号

農地法第５条の許可申請について

議 長 議案第１７号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号１、地区は大石地区、権利は所有権、所在は中分四丁目、地目は登記、現況ともに畑１筆である。形態は転用で、用途は自己用住宅敷地、施設は木造二階建て、住宅を建てるので開発許可が必要である。令和５年３月１６日付けで農振除外され、除外後の農地区分は第１種農地であるが、住宅目的のため不許可の例外に該当する。

申請番号２、地区は上平地区、所在は大字西門前字南前、地目は登記、現況ともに畑である。形

態は転用で、用途は住宅用地、施設は木造二階建で、住宅を建てるので開発許可が必要である。平成15年2月26日付けで農振除外を受けている。平成15年2月26日付けで農振除外を受けている。農地区分は上水道管及び下水道管が埋設されている道路の用途区域で、500m以内に教育施設及び医療機関が存在するため第3種農地となり、一般要件を満たす場合は原則許可となる。

議 長 申請番号1について、担当地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大石地区の小川推進委員が報告した。9月21日(木)に大石地区担当委員5名で現地調査を行った。写真にあるとおり、現地はきれいに耕うんされており、保全管理も良好な状態であった。大石地区の委員の意見として問題ないという見解である。土地選定理由書を朗読した。

議 長 申請番号2について、上平地区委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 上平地区の内田農業委員が報告した。9月21日(木)に上平地区担当委員4名で現地調査を行った。写真にあるとおり、現地はきれいに整地されている。周辺は集合住宅、北側、東側は住宅、西側には事務所があり、農地転用した場合、他の農地への影響はほとんどないと思われる。土地選定理由書の概要を説明した。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第17号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第18号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)の変更に係る意見について

議 長 担当部署に説明を求めた。

農 政 課 農業経営基盤強化促進法に基づき、上尾市における効率的かつ安定的な農業の指標について総合的な計画を定めている。平成7年に基本的な構想が作られ、その後農業を取り巻く状況の変化に対応し、平成12年、平成18年、平成22年、平成28年、令和4年の5回にわたって変更を行っている。今回の変更は、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律に

伴うもので、埼玉県が県の基本方針を改正し、それを受けて市町村が基本構想を改正する流れになっている。変更の際は農業委員会の意見を聴取することとされており、本総会での議案となっている。改正案についてはさいたま農林振興センターと取りまとめた内容になっている。

今回の変更点の概要として、今年3月の農業委員会総会にて「地域計画」についての説明を行ったが、この「地域計画」に則した内容で、県内市町村でほぼ共通する変更である。2～8ページには上尾市の概要を記載している。上尾市の農業の課題について、現状の則した形で修正した。9～11ページには農業を担う者の確保についてという考え方に沿って追加で記述している。大きな変更点が14ページで、利用権が廃止となり、中間管理事業に一本化されることで、利用権の説明については削除となっている。25・26ページには地域計画に関する記載が追加され、地域計画の内容や協議の場の開催方法、区域の考え方について記載している。33ページの旧版にある新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項が削除になっている。最後に36ページには、都市農業への展開を図る方向で新たに加えている。37ページ以降は利用権に関する記述であったが、中間管理事業に一本化されるために削除となっている。

基本構想とは別に経営体についての冊子を配布してある。平成12年に作成して以来一度も変更しておらず、今回の基本構想の変更に際して、実態に合わない部分を修正している。営農類型の考え方に関して意見があれば個別に対応し、適宜修正したい。

議 長
藤波農業委員
農 政 課
藤波農業委員
農 政 課
藤波農業委員

本件について意見を求めた。

一番変わった部分はどこなのか。

利用権が廃止になって中間管理事業に一本化されるため、利用権の記述が全部削除となる。

全部が中間管理になるということか。

中間管理になるので上尾市の基本的な構想から利用権の記述が無くなる。

利用権は廃止ということ。

山岸農業委員 農 政 課	利用権で私も借りているが、廃止になるのはいつからなのか。 令和7年4月からである。現在利用権を結んでいるものは、その期間は有効で、例えば利用権を令和8年3月まで結んでいる場合は、その期間は有効である。
市村推進委員 農 政 課	現在利用権で借りていて、中間管理機構には預けないという人も出てくるのではないか。 その点に関してはこちらも苦慮している。新しい制度の説明が難しい。中間管理機構に預けたくないという人も出てくること懸念されるが、法律的には中間管理機構に預けることになる。 何故一本化するのか、利用権では何か問題があるのか。
藤波農業委員 農 政 課	問題があるということではないと思うが。 中間管理機構に一本化したいということか。
藤波農業委員 農 政 課	国の方は中間管理に一本化して、中間管理事業の利用実績を上げていこうということ。
大塚推進委員 農 政 課	中間管理に一本化することだが、そのあたりの通知は、現在貸し借りをしている双方に行くのか、借り手に行くのか、貸し手に行くのか。 今までと同様に、市の方から利用権の期間満了により、更新案内を双方に通知するような形になる。
大塚推進委員	案内の中に、中間管理に一本化する案内と、どのような手続きが必要なのか、預けない時にはどういう手続きが必要なのかといった説明をする形になると思う。
市村推進委員	この件は農政課から事前に何度も説明を受けている。大きな圃場ならいいが、街中にあるような小さな農地も含めて、全部を中間管理機構に預けるようにというのが、今回の国の指示なのか。 全て中間管理に預けるということである。
農 政 課 議 長 農 政 課	中間管理としては、10年なり15年の長い期間の契約を結ぶというような話を聞いているが。 現在でも地権者と耕作者の同意のうえで契約期間を決めているので、中間管理が長めに期間設定をしようとしても、厳しいのではないかという気がしている。

		短い期間の契約形態を取ってはいないが、将来的な見通しはこれからということか。
議	長	そのとおり。それとは別に、農業用倉庫等を建てる場合は中間管理には預けないようにという話
農	政 課	も聞いているが、今後はそういったものも預かるようになるのではないか。
		まだはっきりしていない点もあるということか。もう１点、賃料に関しては、地域ごとに決める
議	長	ようにという話を聞いているが、そのあたりはどうなのか。
		地域ごとではなくなり、個人で行う。
農	政 課	では、隣の家と賃料が違って問題はないということなのか。
議	長	賃料が違って問題はない。それと、支払いに関して物納払いがあると思うが、その場合はすべ
農	政 課	て使用貸借という形で対応願いたい。米や野菜での物納は、契約上は使用貸借で、個人的な礼として物を渡すという扱いになる。
		今聞いても、なかなかわからない点もあると思う。
議	長	農業経営基盤の個別の経営体に関しては新しくまとめたものか。
藤波農業委員		県と相談し、聞き取りしながら作成した。
農	政 課	内容としては上尾の農業者をピックアップしているのか。
藤波農業委員		ある程度ピックアップしている。
農	政 課	主だった人で、花卉生産やブドウなどの生産品目で分けているのか。
藤波農業委員		花卉やブドウなど以前から生産していたものに、施設園芸、施設野菜などの比較的新しい営農の
農	政 課	品目を加えている。例えば作業スペースが例示している内容では足りないとか、こういった道具を入れた方が良好などのご助言を頂ければ個別で内容に加えたいと思う。
		本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第１７号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
議	長	

5 報告第6号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時40分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和5年9月25日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員